

## 被災者支援のあり方検討会設置要領

### （設置）

第 1 条 被災者支援に関する制度や取組の現状を踏まえ、より効率的で質の高い被災者支援の仕組みづくりについて、中長期的な検討を行うことを目的として、被災者支援のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### （委員等）

第 2 条 検討会の委員は別紙のとおりとする。

2 検討会には座長を置き、委員の互選によって選任する。

### （会議）

第 3 条 座長は、議長として検討会の議事を総括する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

3 原則として、検討会の議事は非公開とし、配付資料及び議事の要旨は公開する。

### （庶務）

第 4 条 検討会の庶務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）において処理する。

### （雑則）

第 5 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### （附則）

この要領は、令和 4 年 5 月 1 9 日から施行する。

## 被災者支援のあり方検討会 委員名簿

## 【委員】

|    |   |     |                                       |
|----|---|-----|---------------------------------------|
| ◎鍵 | 屋 | 一   | 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部<br>コミュニティデザイン学科教授  |
| 阿  | 部 | 一彦  | 日本障害フォーラム代表                           |
| 浦  | 野 | 愛   | 認定特定非営利活動法人<br>レスキューストックヤード常務理事       |
| 栗  | 田 | 暢之  | 特定非営利活動法人全国災害ボランティア<br>支援団体ネットワーク代表理事 |
| 酒  | 井 | 明子  | 日本災害看護学会理事長（福井大学名誉教授）                 |
| 阪  | 本 | 真由美 | 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授                  |
| 菅  | 野 | 拓   | 大阪公立大学大学院文学研究科准教授                     |
| 米  | 野 | 史健  | 国立研究開発法人建築研究所<br>住宅・都市研究グループ上席研究員     |
| 安  | 江 | 一   | 日本赤十字社事業局救護・福祉部次長                     |
| 山  | 本 | 有作  | 社会福祉法人全国社会福祉協議会<br>政策企画部災害福祉支援活動推進室長  |

(◎：座長、以下五十音順) (敬称略)

## 【オブザーバー】

熊本県健康福祉部健康福祉政策課すまい対策室

横浜市総務局危機管理室危機管理部防災企画課

茅野市危機管理室防災課

内閣府男女共同参画局総務課

復興庁被災者支援・医療福祉班

消防庁国民保護・防災部防災課

厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

国土交通省住宅局住宅戦略官付

## 【事務局】

内閣府（防災担当）

（普及啓発・連携担当、避難生活担当、被災者生活再建担当）